

<報道発表資料>

カテゴリー：県政一般

令和5年8月4日

埼玉県知事選挙の投票に当たっての注意事項について

令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙の投票に当たっての注意事項は以下のとおりです。

貴重な一票、棄権することなく投票してください。

記

1 投票のできる人は

満18歳以上（平成17年8月7日までに生まれた人）の日本国民で、かつ「県内の市区町村の選挙人名簿に登録されている人」です。

「県内の市区町村の選挙人名簿に登録されている人」とは、原則として令和5年4月19日以前から、引き続き県内の市区町村の住民基本台帳に記載されている人となります。

なお、県内市町村の選挙人名簿に登録されている人で、県内の他の市町村に転出した人は、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない場合は、転出前の市町村で投票できます。（この場合、市町村長の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」（住民票の写しでも可）又は引き続き県内の市町村に住所を有していることの確認が必要となります。）

2 投票の時間は

投票の時間は、午前7時から午後8時までです。ただし、次の投票所では投票所を閉じる時刻を繰り上げていますので御注意ください。

秩父市

第9～12投票所	1時間繰上げ（午後7時まで）
第16投票所	1時間繰上げ（午後7時まで）
第19投票所	1時間繰上げ（午後7時まで）

第22～24投票所	1時間繰上げ（午後7時まで）
第25～28投票所	2時間繰上げ（午後6時まで）
第29～32投票所	1時間繰上げ（午後7時まで）

比企郡ときがわ町

第8・9投票所	1時間繰上げ（午後7時まで）
---------	----------------

秩父郡長瀬町

第1～5投票所	1時間繰上げ（午後7時まで）
---------	----------------

秩父郡小鹿野町

第1～8投票所	1時間繰上げ（午後7時まで）
第9～16投票所	2時間繰上げ（午後6時まで）
第17投票所	3時間繰上げ（午後5時まで）
第18投票所	2時間繰上げ（午後6時まで）
第19・20投票所	3時間繰上げ（午後5時まで）

児玉郡神川町

第10投票所	1時間繰上げ（午後7時まで）
--------	----------------

3 投票に当たっては

- (1) 投票所へ行くときは、入場券を忘れずにお持ちください。入場券を紛失したときなどは、投票所の受付係にその旨を申し出てください。本人であることが確認できれば、入場券がなくても投票できます。
- (2) 病気やけがなどで自書することができない方は、代理投票ができますので投票所の係員に申し出てください。代理投票したいことを申し出ると、2人の補助者が指定されます。そのうち一人が申し出た本人の指示により、候補者氏名を記載して、あとの一人が立ち会います。
- (3) 目の不自由な方は点字投票ができますので、投票所の係員に申し出てください。